

地域子育て支援拠点事業及び保育所
補助金等適正化調査特別委員会
調 査 報 告 書

平成29年6月8日

地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等
適 正 化 調 査 特 別 委 員 会

1. 調査の主旨

地方自治法（以下「法」という。）第100条の規定により調査をする。

2. 特別委員会の設置

(1) 設置決議

平成28年12月8日(第4回定例町議会)において、動議(別紙「動議1」)が提出され、法第100条及び田原本町議会委員会条例第6条の規定に基づき、「地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会」を設置し、法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の調査権が付与された。

平成29年3月6日(第1回定例町議会)において、動議(別紙「動議2」)が提出され、調査項目の追加及び当委員会の名称変更が可決された。

(2) 委員会の名称

- ・平成28年12月8日設置
「地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会」
- ・平成29年3月6日変更
「地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会」

(3) 委員会の定数

13名

(4) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	辻	一夫
副委員長	小走	善秀
委員	吉川	博一
委員	松本	美也子
委員	植田	昌孝
委員	吉田	容工
委員	竹邑	利文
委員	古立	憲昭
委員	森	良子
委員	安田	喜代一
委員	森井	基容
委員	阪東	吉三郎
委員	牟田	和正

3. 調査項目

- ・平成28年12月8日議決
 - (1) 地域子育て支援拠点事業に関する項目
 - (2) (1)項に伴う町幹部の関与に関する項目
- ・平成29年3月6日議決により変更
 - (1) 地域子育て支援拠点事業に関する項目
 - (2) 社会福祉法人愛和会に対する補助金等の交付に関する項目

(3) (1)、(2)項に伴う町幹部の関与に関する項目

4. 委員会の開催状況

別紙 「開催状況」のとおり

5. 証人、参考人、説明員の出席等

別紙 「証人、参考人、説明員の出席等」のとおり

6. 記録、資料の提出

別紙 「記録、資料の提出」のとおり

7. 議員（委員）の派遣

日時 平成 29 年 2 月 15 日(火)

場所 宮古保育園（田原本町宮古）

目的 現地調査

派遣 副委員長 小走 善秀

委員 松本 美也子、森 良子

日時 平成 29 年 2 月 15 日(火)

場所 すこやかひろば（田原本町宮古、田原本町保健センター 3F）

目的 現地調査

派遣 副委員長 小走 善秀

委員 松本 美也子、森 良子

8. 調査の内容と結果等

(1) 調査事項の現状等

平成 28 年 11 月に町が社会福祉法人愛和会（以下「愛和会」という。）（宮古保育園）に委託した地域子育て支援拠点事業の平成 27 年度の委託料精算の際提出された領収書の一部について偽造があり、不正に委託料の返還を免れる行為があったとされ、愛和会の関係者が逮捕された。

この問題について、議会では平成 28 年 12 月の第 4 回定例町議会最終日において、「地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議」（別紙「動議 1」）が提出され、全会一致で可決され、即日、地方自治法第 100 条第 1 項の規定による調査を行う為「地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会」を設置、調査を付託された。

平成 29 年 3 月第 1 回定例町議会開会初日において、調査中間報告を行いあわせて町に対し事務改善、再発防止に向けての取り組みを求めた。その後、平成 29 年 2 月 23 日、愛和会への補助金を増額させる便宜を図った見返りに、同法人の森和俊元理事長に借りた現金の債務免除を受けたとして、石本前副町長が収賄容疑で逮捕されたことを受け、「地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査の調査項目の追加等に関する動議」（別紙「動議 2」）が提出、可決され、調査項目の追加及び当委員会の名称変更が行われた。

当委員会は 8 回の委員会、12 回の協議会（調整会議）を開催し、また委員の現地派遣、延べ 13 名の証人への証人尋問、7 件の記録、3 件の資料により調査を行った。（石本孝男

前副町長については、委員会に証人として 3 回出席を求めたが、身柄拘束中により証言を求めることができなかった。また、一部の記録についても捜査資料として押収されており、提出を受けることができなかった。）

「地域子育て支援拠点事業」とは、児童福祉法により規定され、厚生労働省令の定めにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。本町は本事業を平成 9 年度より実施しており、実施の方法については委託とし、平成 9 年当時、本町内で保育事業の実績のあった愛和会が運営する宮古保育園で事業を実施する委託契約（随意契約）が平成 9 年度に締結された。以降、国又は県の定める基準の変更に合わせ、事業の内容、委託料の上限等について一部変更はあったが、平成 27 年度まで毎年契約の更新が行われた。また、平成 22 年度の町保健センターの移転にあわせ、保育サービスの充実を目的とし、保健センター3 階においても地域子育て支援拠点事業を実施することとなり「特定非営利活動法人子育てすこやかサークル」と委託契約（随意契約）が締結され同年 9 月より実施されている。

本町内には、宮古保育園、宮森保育園、こどもの森 阪手保育園の 3 つの保育所があり、そのすべてが愛和会により運営されている。

愛和会に係る、本事業の運営委託料については、毎年度、年度当初、法人の事業計画に基づき国又は県が定める補助基準額により概算払いを行い、実績報告にあわせ精算を行う支払い方法であった。平成 27 年度の愛和会への本事業の委託料実績は 7,948,000 円であり、過去精算により返還がおこなわれた実績は無い。

田原本町保育所運営費補助金交付要綱の改正の内、補助金の増額に係るものについては、

- 平成 24 年度・・・一般管理費補助金 維持管理費を延べ床面積（1 m²あたり）1,000 円から 1,500 円に増額。また、対象となる保育所について町立民営保育所を廃止し町内の民間保育所と改正したことにより、宮古保育園に加え、宮森保育園、こどもの森阪手保育園の 2 園が補助対象に追加。
- 平成 26 年度・・・電気料金について 7 月～9 月、11 月～2 月であった補助対象期間を通年とするもの
- 平成 27 年度・・・2 歳未満児保育事業の追加で、当事業に従事する保育士増員をおこなった場合、増員分の人件費(国の基準額)を補助するもの。
- 宮古保育園舎の建て替え・・・公設から民設に改め、国・県による補助金（町負担有り）を活用し、さらに、宮古保育園増改築補助金交付要綱を新たに定め、約 1 億円の補助金が町から支出された。

地域子育て支援拠点事業の実績報告に係る領収書は平成 28 年 6 月、森章浩町長の指示により、実績報告の説明書類不足との理由から追加で提出を求めた、事業の実績の根拠資料として提出された書類の中から発覚した。また、平成 26 年度以前の事業実績報告について、町が当該事業について実地調査、書類の追加添付を求めたことは無かった。

(2) 明らかになった事実関係

□地域子育て支援拠点事業に関する項目

- ・平成 9 年度契約締結以降、事業の内容は国が定める基準に準じ、町独自に事業内容の

精査や見直しは行われていない。事業委託先についても契約更新により入札等も実施されていない。

- ・事業内容の確認について、申請書類、実績報告等に基づく書類審査のみで、定期的な現地調査は実施されていない。

- ・事業委託という契約方式であるが、実態は補助事業と同様の運用がなされており、運営委託料については、毎年、年度当初、法人の事業計画に基づき国又は県が定める補助基準額により概算払が行われ、実績報告にあわせ精算が行われる支払い方法であった。記録の提出を受けた平成 22 年度以降において、精算の際返還が必要となった年度はなかった。

- ・事業内容の確認などについて事業の委託契約書には、
(実地調査等)

第 6 条 甲は、必要があると認めるときは、事業の実施状況について随時実地調査をし、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

と規定されているが、平成 27 年度までに実地調査や指示がされたことはない。

- ・町への事業実績報告の際、領収書の添付は平成 26 年度委託分まで求めたことはなかった。平成 28 年 1 月新たに町長に就任した森章浩町長が、補助金等の適切な執行に努める為、平成 28 年 5 月、追加に平成 27 年度の実績報告に領収書等の根拠書類の添付を求め、その際領収書の偽造が行われた。利用人数等の実績の数値についても水増しの報告書が作成された。

- ・提出された実績報告書について町が行ったチェックでは、領収書の偽造、実績数値の水増し等の不適切な処理は発見できなかった。

- ・本件で偽造されたとされる領収書については、森和俊氏の指示により当時の宮古保育園園長、吉村久見子氏が作成した。

- ・理事会については平成 27 年度頃までは年 1 回程度しか開催されておらず、持ち回り決裁が頻繁に行われ、意思決定については森和俊氏（理事長を退いた後も）が大きな権限を持っていた。

- ・森和俊氏、吉村久見子氏以外の理事・職員については、偽造領収書の作成について関与は明らかとならなかった。

□社会福祉法人愛和会に対する補助金等の交付に関する項目

田原本町保育所運営費補助金交付要綱の改正で補助金の増額に係るものについては、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 27 年度に行われた。

平成 25 年度からの宮古保育園舎の建て替えの際には、公設から民設に改め、国・県による補助金（町負担有り）を活用し、さらに加えて、宮古保育園増改築補助金交付要綱を新たに定め、約 1 億円の補助金が町から支出された。また、過去に行われた宮森保育園、こどもの森阪手保育園の改修については町単独での補助は行われなかった。

宮古保育園の民営化（公設民営から民設民営）については、平成 24 年度以前から話が進められていた。

□町幹部の関与に関する項目

- ・証言を求めたすべての町幹部から、愛和会より付け届け的な物が送られそれを受け取っていたとの証言があり、保育に係る町職員に対し定期的に付け届けがされていたことが明らかとなった。

・愛和会理事、職員と町幹部（当時の町長、副町長、教育長）が参加する宿泊を伴う会合が有馬温泉で年に1回程度実施されており、寺田典弘氏の証言ではその会合に自身（町長在任時）は4回程度参加し、森章浩氏（愛和会理事当時）も参加したとの証言があった。

・森章浩町長は愛和会理事であった当時、森和俊氏（当時理事長）の指示により石本孝男氏（当時町総務部参事）と1度ゴルフに、有馬温泉で行われた町幹部との会合にも参加したと証言があった。

・石本前副町長は、森和俊氏以外に、寺田前町長、森章浩町長（町長就任前）及び証言を求めた一部の職員からも借金を行っていた。

9. 調査事項に対する指摘・改善意見

(1) 地域子育て支援拠点事業について

- ① 証人尋問では、前住民福祉部長をはじめ担当課長など管理職の立場にあるものが、地域子育て支援拠点事業の実情を把握、精通しているとは言難く、国・県の補助事業であることもあり、事業内容についての妥当性の検証・見直しも全く行われていないことが明らかとなった。国・県の委託事業であっても、町の負担があるので費用対効果の意識をもち本町の実情、事業内容について充分検証するよう、管理職の意識改革について実効性のある取り組みを行なうこと。
- ② 当該業務委託契約書第6条に定められた、実地調査等が実施された実績は無く、町のチェック機能が働いていたと言い難い。今後は定期的に調査等を行う等、不正行為の抑制、チェック体制の構築に努めること。
- ③ 事業を委託する社会福祉法人の選定にあたっては、安易な随意契約により契約を更新することなく、サービスの向上に繋がる選定方法、契約更新時や予算の作成にあたっては事業内容の精査・見直し等充分検討を行うこと。
- ④ 本事件に関し町が受けた被害金額は、司直により今なお審理の途中であり、平成29年5月31日現在において詳細は明らかになっていない。また当初報道された、不正に返還を免れた金額は数十万円である。しかし、当委員会での調査では、このような不正行為が過去になかったと断定できる判断材料は無い。町の財産である公金が失われたことは事実であり、被害金額の回収については町民にその負担を求めることなく、愛和会に対し損害賠償請求を行い、また、調査等により精査した結果、不適切とした支出にかかる委託料についても返還を求めるなど、速やかに全力であたられたい。また、本事件の調査等により特に町の事務の負担増など、生じた損害についての賠償請求についても検討を行うこと。

(2) 社会福祉法人愛和会に対する補助金等の交付について

- ① 地域子育て支援拠点事業についての指摘・改善意見のとおり適切な補助金の交付事務に努めること。
- ② 福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図り、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進める目的から平成29年4月に社会福祉法等の一部が改正された。その中には所轄庁による指導監督の機能強化も含まれる。町は所轄庁と日頃から連携を密にし、法人の適切な運営、問題が起こった際は迅速な対応が行えるよう努めること。
- ③ 子育てしやすいまちづくりは、本町にとって重要な課題のひとつである。本不正を理由に安易な補助金の削減、事業の廃止を行うことは、保育サービスの低下、子育て世

代への不安・不利益に繋がる恐れがある。その点について十分配慮し、子育てしやすいまちづくりの実現に努めること。

(3) 町幹部の関与について

① 町長の責任について

町長には、地方自治法や地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う法的責任がある。そのため、今回の事務執行に関して、町を統括し代表する森章浩町長には最高責任者としての責任がある。また、地域子育て支援拠点事業の契約の相手方である愛和会が森章浩町長の親族が理事を務める法人であったこと、今回逮捕された森和俊元理事長は森章浩町長の実父であることは周知の事実であり、調査では、森章浩町長自身の町長就任前、愛和会の理事として町幹部職員とつきあいがあった事実も明らかとなっている。

住民の信頼回復、子育て世代の不安を解消、子育てしやすいまちの実現に向け、原因の解明、事務の改善及び再発防止について取り組みを求める。

② 町幹部の関与について

- ・ 愛和会への補助金を増額させる便宜を図った見返りに、同法人の森和俊元理事長に借りた現金の債務免除を受けたとして、石本前副町長が収賄容疑で逮捕され、司直により今なお審理の途中である。また、愛和会から保育行政に関係する町職員に対し、付け届けがされていた事実、寺田前町長をはじめ町幹部職員が愛和会理事、職員と会合と称し有馬温泉に旅行する等、接待と誤解されるような不適切な事実も確認された。今後、職員が不正に関与することのないよう、またそのような疑念をもたれることのないよう取り組みを求める。
- ・ 田原本町政治倫理条例、また、本年5月に新たに施行された田原本町職員倫理規程の遵守、町民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、適切で継続的な運用について取り組みを求める。
- ・ 今回の事件の一因として、石本前副町長に多額の借金があり、町幹部、職員他多方面に借金を行っていたことが考えられる。今後、副町長のような要職の人選についてはそのような点についても十分配慮を行い、また、就任後は、政治倫理の確立に向けた取り組みを求める。

10. 証言拒否等

(1) 証人の出頭拒否 なし※1

(2) 証言の拒否 なし

(3) 記録・資料の提出拒否 なし※2

※1 正当な理由により出頭できない場合を除く

※2 正当な理由により提出できない記録を除く

(4) 宣誓拒否の状況 なし

11. 告発

(1) 告発の状況 なし

(2) 告発取下げ なし

12. 調査経費

(1) 予算 10万円 (平成28年度、平成29年度)

(2) 調査に要した額

①平成28年度

節	細節	摘 要	合 計
旅 費	費用弁償	証人費用弁償 (1名)	1,040 円
役務費	郵送料	文書通知郵送料	730 円
合 計			1,770 円

②平成29年度

節	細節	摘 要	合 計
旅 費	費用弁償	証人費用弁償 (1名)	222 円
役務費	郵送料	文書通知郵送料	450 円
合 計			672 円

13. その他

(1) 証人に対する公示送達 なし

(2) その他 なし

地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議

地方自治法第100条第1項の規定により、次の通り地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議を提出します。

記

1. 調査項目

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 地域子育て支援拠点事業に関する項目
- (2) (1) 項に伴う町幹部の関与に関する項目

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条第1項および本町議会委員会条例第6条の規定により、委員13名からなる「地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

3. 調査権限

本議会は、1に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項および第10項並びに同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委託する。

4. 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査をおこなうことができる。

5. 調査費用

本調査に要する費用は、本年度においては、当面10万円とする。

平成28年12月8日

田原本町議会議長 西川 六男 様

提出者 議会議員 吉田容工

賛同者 同 森井基容

同 同 小走善秀

同 同 植田昌孝

別紙 「動議 2」

地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査
の調査項目の追加等に関する動議

平成 28 年 12 月 8 日に議決した、地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査に関する動議に、調査項目を追加し調査を行うものとする。

記

1. 追加する調査項目

本議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 社会福祉法人愛和会に対する補助金等の交付に関する項目
- (2) (1) 項に伴う町幹部の関与に関する項目

2. 調査権限

本調査は、平成 28 年 12 月 8 日に設置された「地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会」に付託するものとする。

なお調査項目の追加にあわせて、当委員会の名称を「地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会」に変更する。

平成 29 年 3 月 6 日

田原本町議会議長 西川 六男 様

提出者 議会議員 竹邑 利文

賛同者 同 小走 善秀

同 同 辻 一夫

同 同 牟田 和正

別紙 「開催状況」

委員会の開催状況

日付		内 容
平成28年12月14日	第1回	<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援拠点事業について理事者に説明を求めた。・平成27年度当時の住民福祉部長の寺田元昭氏、健康福祉課長の三浦明氏を証人として出席を求めることを決定。
平成28年12月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none">・地域子育て支援拠点事業の実績（平成22年度以降）、当該事業の委託料等の申請書類、当該事業委託契約書、過去（平成25年～27年）の愛和会理事者名簿、理事会の開催状況（出欠状況・代理出席等）がわかる記録4件の提出を求めることを決定。・証人喚問（寺田元昭氏、三浦明氏）・平成28年12月時点の愛和会理事長の小川文作氏、平成27年度の地域子育て支援拠点事業責任者で元宮古保育園園長の吉村久見子氏に証人として出席を求めることを決定。
平成29年1月18日	第3回	<ul style="list-style-type: none">・証人喚問（小川文作氏、吉村久見子氏）・平成28年度当時の愛和会事務長の米田農彦氏、愛和会元総務部長の松田明氏に証人として出席を求めることを決定。・愛和会定款第9条に規定される「日常の業務として理事会が定めるもの」の内容について確認できる記録、地域子育て支援拠点事業に関する記録（町に提出した書類の控え、地域子育て支援拠点事業委託契約書第12条の規定による帳簿及び関係書類）2件の提出を求めることを決定。
平成29年2月10日	第4回	<ul style="list-style-type: none">・証人喚問（米田農彦氏、松田明氏）・前町長寺田典弘氏、前副町長石本孝男氏に証人として出席を求めることを決定。・地域子育て支援拠点事業の現地調査のため議員（委員）の派遣を行うことを決定。・平成27年度の地域子育て支援拠点事業の実績（詳細資料）の記録の提出を求めることを決定。
平成29年4月20日	第5回	<ul style="list-style-type: none">・調査項目の追加、委員会名称の変更について報告。・石本孝男氏（証人）の欠席を認めた。・証人喚問（寺田典弘氏）・前副町長石本孝男氏（再）、元住民福祉部長平井洋一氏、前住民福祉部長寺田元昭氏（2回目）、元健康福祉課長及び元住民福祉部長持田尚顕氏、元健康福祉課長三浦明氏（2回目）に証人として出席を求めることを決定。・過去（平成25年～27年）の愛和会理事者名簿、理事会の開催状況（出欠状況・代理出席等）がわかる記録（再請求）、愛和会より町関係者に対しお中元・お歳暮（それらに類するもの）等を送付した実績等がわかる記録（平成27年度）、愛和会に関係する保育園の補助金の交付要綱等の制定・改正に関する決裁等、意思決定、判断等の内容がわかる記録（平成23年度から平成27年度）3件の提出を求めることを決定。・議員（委員）の派遣について（報告）

平成29年4月27日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・石本孝男氏、平井洋一氏（証人）の欠席を認めた。 ・証人喚問（寺田元昭氏、持田尚顕氏、三浦明氏） ・前副町長石本孝男氏（再）、元住民福祉部長平井洋一氏（再）、当時理事長森和俊氏、当時理事森章浩氏に証人として出席を求めることを決定。
平成29年5月17日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・石本孝男氏（証人）の欠席を認めた。 ・証人喚問（平井洋一氏、森和俊氏、森章浩氏）
平成29年5月29日	第8回	・委員会調査報告書について

協議会（調整会議）等の開催状況

日付		内容
平成28年12月8日	第1回	調査の方針、今後の日程、委員会の進行について
平成28年12月21日	第2回	第2回委員会の開催について
平成29年1月6日	第3回	第3回委員会の開催について
平成29年1月30日	第4回	第4回委員会の開催について
平成29年2月15日	議員派遣	町内2箇所の地域子育て支援センターの現地調査
平成29年2月10日	第5回	今後の日程について、第5回委員会の開催について
平成29年2月27日	第6回	石本前副町長の逮捕について、中間報告について
平成29年4月4日	第7回	保育所運営補助金等について、第5回委員会の開催について
平成29年4月20日	第8回	第6回委員会の開催について
平成29年4月27日	第9回	第7回委員会の開催について
平成29年5月17日	第10回	今後の日程について、委員会の報告書の作成について
平成29年5月23日	第11回	委員会の報告書（案）について
平成29年5月25日	第12回	委員会の報告書（案）について

別紙 「証人、参考人、説明員の出席等」

「証人」の出席等

(敬称略)

	証言を求めた者	証言を求めた日	関係	その他
1	寺田 元昭	平成28年12月26日	元住民福祉部長	1回目
2	三浦 明	平成28年12月26日	元健康福祉課長	1回目
3	小川 文作	平成29年1月18日	前愛和会理事長	
4	吉村 久見子	平成29年1月18日	地域子育て支援拠点事業責任者、元宮古保育園園長(平成27年度)	
5	米田 農彦	平成29年2月10日	愛和会本部元事務長	
6	松田 明	平成29年2月10日	愛和会本部元総務部長	
7	寺田 典弘	平成29年4月20日	前町長	
8	石本 孝男	欠席	前副町長	※1
9	持田 尚顕	平成29年4月27日	元健康福祉課長及び元住民福祉部長	
10	寺田 元昭	平成29年4月27日	前住民福祉部長	2回目
11	三浦 明	平成29年4月27日	元健康福祉課長	2回目
12	平井 洋一	平成29年5月17日	元住民福祉部長	※2
13	森 和俊	平成29年5月17日	元愛和会理事長	※3
14	森 章浩	平成29年5月17日	元愛和会理事 現町長	

※1石本孝男…4/20, 4/27, 5/17に出席を求め、いずれも身柄拘束中であり欠席を認めた。

※2平井洋一…4/27欠席を認め、5/17に証言。

※3補佐人(弁護士)の付き添いを認めた。

「説明員」の出席等

(敬称略)

	説明員氏名	役職	説明を受けた項目
1	中屋敷 晃弘	住民福祉部長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業について ・保育所関係補助金等について ・社会福祉愛和会の組織について ・事件に関する町の方針について
2	松原 伸好	健康福祉課長	
3	吉村 伸一	こども未来課長	
4	工藤 華代	健康福祉課長補佐	
5	今西 純代	こども未来課(子育て相談係長)	

「参考人」の出席等 なし

別紙 「記録、資料の提出」

記録の提出等

	記 録	請求先	提出	備 考
1	・地域子育て支援拠点事業の実績（平成22年度以降）	田原本町	○	
2	・地域子育て支援拠点事業の申請書類(平成27年度)	田原本町	○	
3	・地域子育て支援拠点事業委託契約書(平成27年度)	田原本町	○	
4	・過去（平成25年～27年）の愛和会の理事者名簿、理事会の開催状況（出欠状況・代理出席等）がわかる記録	愛和会	一部	※①
5	・愛和会定款第9条に規定される「日常の業務として理事会が定めるもの」の内容について確認できる記録	愛和会	○	
6	・地域子育て支援拠点事業に関する記録 （地域子育て支援拠点事業委託契約書第12条の規定による帳簿及び関係書類）	田原本町 愛和会	○ －	※①
7	・過去（平成25年～27年）の愛和会の理事者名簿、理事会の開催状況（出欠状況・代理出席等）がわかる記録 （平成28年12月に請求したが、警察に証拠品と押収され一部提出できないとの回答であったため、再請求）	愛和会	－	※①
8	・愛和会より町関係者に対しお中元・お歳暮（それらに類するもの）等を送付した実績等がわかる記録（平成27年度）	愛和会	－	②
9	・愛和会に関係する保育園の補助金の交付要綱等の制定・改正に関する決裁等、意思決定、判断等の内容がわかる記録（平成23年度から平成27年度）	田原本町	○	

※①警察に証拠品と押収されており提出できない、②記録なしの理由で不提出を認めた。

資料の提出等(田原本町より)

	資 料
1	地域子育て支援拠点事業の概要・実績
2	保育所運営費補助金要綱改正の変遷
3	宮古保育園建築補助金について